

4600008

10102

名古屋市中区栄2丁目9番26号
ポニー名古屋ビル内

公益社団法人愛知労働基準協会

代表者 殿

愛知労働局長



事務所衛生基準規則の一部を改正する省令の施行等について

平素より労働行政の運営に格段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、世界保健機関のガイドラインにおいて、室内温度の低温側の基準について18℃以上を勧告したことから、事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号。以下「事務所則」という。）について、別添のとおり所要の改正が行われましたので、お知らせします。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、会員事業場等関係者に対する本改正内容等の周知に御協力を賜りますよう御願い申し上げます。